

○市民総合体育館使用料

(1) 専用使用料

(単位：円)

種別	区分	使用料			
		午前9:00～12:00	午後13:00～17:00	夜間18:00～22:00	全日9:00～22:00
アリーナ		1,830	2,280	4,110	8,230
武道館		910	1,140	2,050	4,110
トレーニング ルーム		500	780	1,130	2,480
多目的室		450	680	910	2,050
弓道場		450	680	910	2,050
卓球室		450	680	910	2,050
会議室		340	570	910	1,830

備考

ア 専用利用は10人以上の団体とする。

イ アリーナ、武道館、トレーニングルーム及び多目的室について、その利用面積が2分の1以下のときの使用料は、当該使用料の2分の1の額とする。

ウ 市民でない利用者の使用料は、当該使用料の5割増の額とする。

エ スポーツ行事で入場料を徴収しない場合の使用料は、当該使用区分に係る使用料の5割増の額とする。

オ スポーツ行事で入場料を徴収する場合、及びスポーツ行事以外で集会等に利用する場合の使用料は、当該使用区分に係る使用料の5倍の額とする。

カ 上記エ及びオで利用の場合は、全ての施設の利用（軽スポーツ広場を含む。）を原則とする。

キ 利用時間を経過した場合の経過使用料は、1時間未満に限り、当該使用料の3割増の額とする。

ク 練習及びスポーツ行事利用の場合は、備付のスポーツ器具の利用を含む。

※ 市民でない利用者とは、市内に居住又は通勤、通学する以外の者をいう。

(2) 部分使用料

(単位：円)

種別	区分	単位	使用料		備考
			午前・午後	夜間	
卓球室		1台1回	220	340	1 左記は、備付のスポーツ器具の利用を含む。
弓道場		1人1回	110	170	2 左記の利用については、高校生以上を原則とする。
トレーニングルーム		1人1回	160	220	3 市民でない利用者の使用料は、当該使用料の5割増の額とする。
ランニングコース			無料		4 高校生以下の使用料は、当該使用料の2分の1の額とする。 5 1回の利用時間は、午前（9:00～12:00）、午後（12:00～18:00）、夜間（18:00～22:00）のそれぞれの時間内とする。 ※市民でない利用者とは、市内に居住又は通勤、通学する以外の者をいう。

詳しくは、山梨市民総合体育館（0553-22-5600）へお問い合わせください。